

ご入学お祝

子どもの教育費、どう準備する？

そこが知りたい

くらしの金融知識

- 02 そこが知りたいくらしの金融知識
子どもの教育費、どう準備する？
- 08 マンガ「わたしはダメサレナイ!!」
「お試し」のつもりが定期購入契約に！
激安価格で欺く悪質なネット通販
- 11 連載・エッセイ⑤
野菜と暮らす春夏秋冬—夏野菜
榊原道子
野菜料理家・フードコーディネーター
- 14 教えて！知るぼると
健康上の理由で
働けなくなったときの保険
- 18 誌上セミナー
相場の急変に振り回されない！
数値的な根拠を持った判断と
資産運用の心構えがリスク管理の鍵
- 22 知るぼるとNEWS①
クイズにチャレンジ！
“こどもクイズ”のご紹介
- 24 知るぼるとNEWS②
“Let'sチョイ読み！
お金の知恵の活かし方”
人気記事ランキング！
- 25 まなびや訪問
鳴門市黒崎幼稚園
- 26 おたよりコーナー
漢字矢印パズル
- 27 都道府県金融広報委員会一覧
編集後記

子どもの教育費は、住宅費、老後の費用と並び、人生の三大支出の一つと言われています。幼稚園から大学までいったいくらかかるのでしょうか。計算したところのある方はあまりいらつしやらないかもしれませんが、データを見れば、その高額ぶりに驚くはず。その場のやり繰りだけでまかなうのは難しいため、ご家庭の教育方針に基づいた長期計画が必要になってきます。

将来はこんな職業に就きたい、社会でこんなふうに活躍したい…。子どもはみんな大きな夢を持っています。では、子どものために親は何ができるでしょうか。教育環境を整えてあげることが、その一つと言えるでしょう。

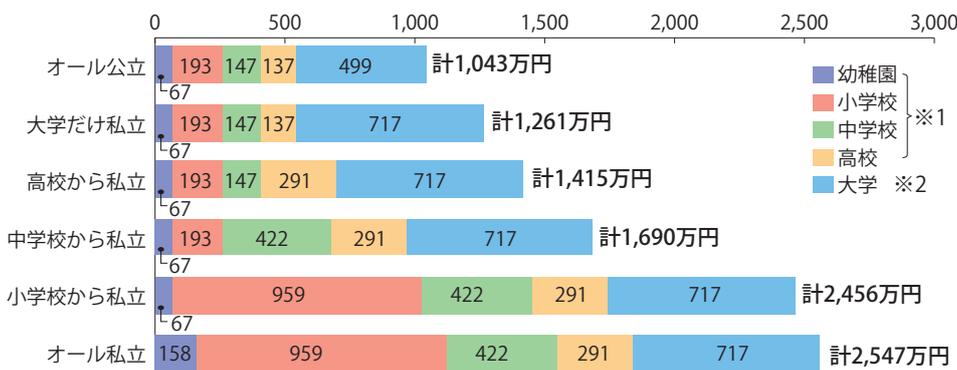
そこで必要になってくるのが教育資金です。よりよい教育を受けさせたいと思えば、教育費はどんどん膨れ上がります。子どものための出費が重なり、やっとなどもたちが果立ったと思ったら、自分たちの老後資金が足りない。そんな事態に

ならないよう、教育資金をどう準備するか、早いうちから計画を立てておくことは非常に大切です。

**学費だけでなく「塾代」、
「習い事代」の負担が大きい**

実際にどれくらいの教育費がかかるのかを見ていきましょう。子どもが大学まで通うと仮定して、公立・私立のコース別に必要となる教育費の目安をまとめたものが【図表1】です。この教育費には入学金や授業料だけでなく、塾代や習い

【図表1】教育費の目安（幼稚園～大学/公立・私立のコース別）



※1. 数値は学習費総額（学校教育費+学校給食費+学校外活動費）
 ※2. 数値は入学費と在学費の合計（自宅通学）。私立は「文系」の数値
 （出所）文部科学省「平成30年度 子供の学習費調査」、日本政策金融公庫「令和元年度 教育費負担の実態調査結果」より監修者作成

【図表2】中学校、高校でかかる教育費の内訳（年額）

区分	中学校		高校(全日制)	
	公立	私立	公立	私立
教育費(学習費)総額	48万8,397円	140万6,433円	45万7,380円	96万9,911円
学校教育費	13万8,961円	107万1,438円	28万487円	71万9,051円
学校給食費	4万2,945円	3,731円	—	—
学校外活動費	補助学習費 ※1		14万7,875円	19万3,945円
	その他の学校外活動費 ※2		2万9,018円	5万6,915円

※1. 自宅学習や学習塾・家庭教師などの費用
 ※2. 体験活動や習い事などの費用
 （出所）文部科学省「平成30年度 子供の学習費調査」より監修者作成



事代なども含まれています。なお、私立大学に関しては、文系に進んだ場合の費用を示しています。

これを見ると、幼稚園から大学まですべて公立に通った場合は、1043万円ですが、すべて私立の場合は、2547万円とすべて公立の場合の約2.4倍となることが分かります。

最近では中学校を受験する子どもも増えていますが、高校までは公立で、大学からは私立に通うというケースが比較的多いように思います。このケースでは、合計で1261万円かかる計算になります。

さて、高校までの教育費で注目したいのは、塾代や習い事代などの学校外活動費が結構かかるという点です。文部科学省の「平成30年度 子供の学習費調査」によると、公立中学校の1年間の学費（＝学校教育費）が13万8961円、私立中学校の学費が107万1438円となっており、学費は公立の方が圧倒的に安いことが分かります。しかし、学校外活動費のうち補助学習費については、公立が24万3589円、私立が22万346円と、公立の方がやや高くなっています【図表2】。

「公立を選べば学費が安いから安心」とのんびり構えていると、教育資金が足りなくなってしまうといったこともあり得ます。塾代や習い事代など、学費以外の費用がどれくらいかかるかも考慮して教育資金を準備することが大切です。

【図表3】大学4年間でかかる費用

	入学費用 ※1	在学費用 ※2	合計(①)	+	一人暮らしにかかる費用		合計(②)	→	合計(①+②)
					自宅外通学を始める費用 ※3	仕送り			
国公立	71.4万円	428万円	499.4万円						947.7万円
私立	文系	86.6万円	630.4万円		39.1万円	409.2万円	448.3万円		1,165.3万円
	理系	84.5万円	737.2万円						1,270万円

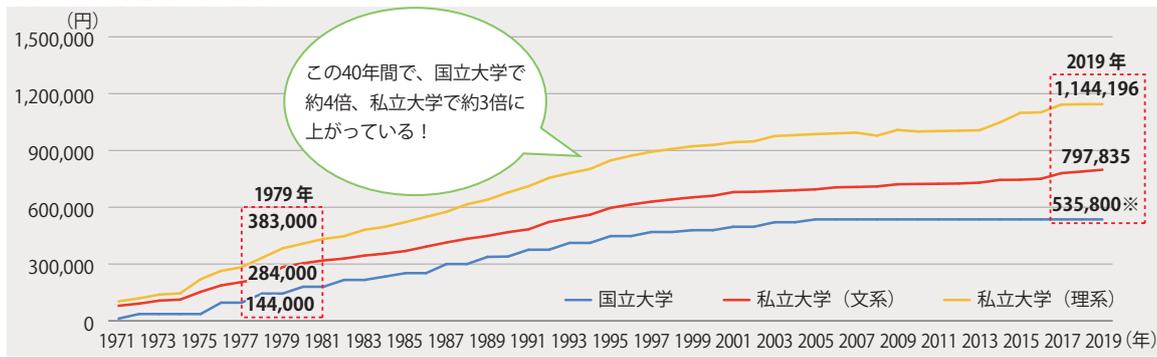
※1. 受験費用、学校納付金、入学しなかった学校への納付金
 ※2. 授業料や通学費、その他の学校教育費（教科書・教材費、学用品の購入費、施設設備費など）および家庭教育費
 ※3. 自宅外通学を始めるためにかかったアパートの敷金、家財道具の購入費など
 （出所）日本政策金融公庫「令和元年度 教育費負担の実態調査結果」より監修者作成

大学資金は早くから準備する必要がある

一般的に教育費のピークは大学に通う期間となります。そこで、大学でかかる教育費についてももう少し詳しく見てみましょう【図表3】。

まず国公立大学の場合は、4年間でかかる費用の合計は499万4000円

【図表4】大学授業料の推移



* 2019年理系は54万7,397円

(出所) 総務省統計局「小売物価統計調査 (動向編/東京都)」より監修者作成

円(うち、入学費用が71万4000円、在学費用が428万円)。私立大学の場合は、文系であれば、4年間の合計が717万円、理系(医学部を除く)であ

れば、実験や実習の多さなどから授業料が高く、821万7000円となります。さらに、大学進学を機に一人暮らしを始めることになると、アパートの敷金や家財道具の購入費、送り費用などが4年間の合計で448万3000円必要となりますので、もともと在学費用が高い私立理系にいたっては、全体で1300万円近くかかる計算になります。最近では、地方に住んでいる高校生が地元の良い大学を選ぶ「地元志向」が強まっているとも言われますが、大都市圏の大学を選ばない背景には、自宅外通学の費用の高さも影響しているのではないのでしょうか。

このように、国公立か私立か、文系か理系か、一人暮らしをするかしないかで差はありますが、大学にかかる費用は総じて高額なため、大学資金は早い段階から準備しておく必要があるのです。高校までと同じようなやり繰りでは対応できないケースもままありますので、注意が必要です。

なお、「自分の大学時代の学費はこんなに高くなかったはず」と思った人もいらっしゃるかもしれません。実は、大学の授業料はこの40年間で、国立大学で約4倍、私立大学で約3倍に上がっているのです【図表4】。国立大学の授業料も、文部科学省が定める標準額(53万5800円)の2割増までの範囲であれば、各大学が自由に金額を設定す

ることが可能であり、実際、教育環境の充実などを理由に、五つの大学がここ2年で2割程度値上げしています。文部科学省の検討会議でも、現在、「授業料の自由化の是非」が議論されており、将来、子どもが大学に進学する際には、今よりも学費が上がっているケースを想定しておく必要があります。

教育資金のベースとして「児童手当」を積み立てる

では、具体的に大学資金をどのように準備したらよいのでしょうか。まず、わが子にどのような教育を受けさせたいのか、ご家庭の教育方針を家族で話し合っておくことが大切です。小学校から私立に通わせたいのか、中学校・高校は地元で公立なのか、大学はどうするのか。それらによって教育資金の目標額が大きく変わってきます。その際、家族で長期的なマネープランをしっかりと立てておくと、いざ進学する際に慌てないですみます。子どもの教育費とあわせて、生活費など毎月の支出、住宅購入や車の買替えといった大きな支出、今後の収入の見通しなども整理しておくとなお安心です。

教育方針を話し合い、進学のイメージを固め、目標額を定めたら、どう教育資金を準備するのか具体的な計画を立てます。大学への進学を考えている場合は、子どもが高校を卒業するまでと、大学進学以降の二つの期間に分けると考えやす

いでしよう。

まず、子どもが高校を卒業するまでの計画です。将来の大学進学を考慮して、家計を工夫することで、できるだけ貯蓄をしましょう。例えば、月1万円を18年間積み立てれば200万円以上のまとまった金額になります。

また、子どもが中学校を卒業するまで支給される「児童手当」も、大学資金の一部として貯蓄しておきましょう。児童手当は、子どもが3歳未満のときは月額1万5000円、3歳〜小学校修了までは同1万円(第3子以降は1万5000円)、中学生の間は同1万円が支給されます(ただし、収入が一定以上の所得制限世帯には、0歳〜中学生まで月額5000円が支給されます)。この児童手当には手を付けずに自動積立などで貯蓄していくと、子どもの中学校卒業までに約200万円(所得制限世帯でも約90万円)を貯めることができます。

例えば、私立大学・文系に自宅通学で進学する場合、前述の通り、大学4年間で717万円かかります【図表3】。家計の工夫で貯めた約200万円と児童手当を使わずに貯めた約200万円を合計400万円となり、教育費の半分以上を工面することができます。これであれば、残りのうち200万円を引き続き家計からのやり繰りで捻出し、100万円は子ども本人のアルバイトなどでまかなうといったことが可能になります。

「学資保険」や「つみたてNISA」の利用も検討する

比較的教育費の負担が少ない期間に、金融商品を利用してお金を準備するのも一つの手です。まずは、「学資保険」です。学資保険は保険会社が販売する商品で、毎月決まった保険料を支払い、加入時に設定したタイミングで満期保険金を受け取るという仕組みです。

現状の金融環境の下では、高い運用利回りはあまり期待できませんが、毎月、保険料が自動で引き落とされていくため、着実に教育資金を積み立てることが出来ます。また、家計が苦しくなったときでも取り崩しにくく、結果として教育資金は守られることになります。親に万が一のことがあった場合にはそれ以降の保険料の払込みは不要になり、子どもは満期保険金を予定通り受け取れるという、保険ならではの備えがあることも見逃せません。

仮に子どもが0歳のときから学資保険に加入し、月々約1万円の保険料を15歳まで払い込むと、18歳のときに約200万円の満期保険金を受け取れます。児童手当を積み立てることで貯めた約200万円を合わせれば、先ほどと同様に400万円を達成できます。

ただし、学資保険には注意すべきポイントがあります。まず、契約途中で解約をすると、戻ってくる解約返戻金が払い

込んだ保険料の総額よりも少なくなる可能性があります。とくに、契約してからの期間が短いほど元本割れの可能性が高くなりますので、満期まで続けることを前提に加入しましょう。

もう一つの注意点が、保険金の受取時期です。推薦入試で大学へ進学する場合、試験のタイミングが高校3年生時の10月から11月ごろと、一般入試より早く、入学金の納付時期も早いのです。多くの場合、学資保険の満期保険金の受取時期は「子どもが18歳になったとき」で設定しますが、推薦入試で進学先が決定してもまだ18歳になっていなければ、満期保険金は受け取れません。ですから、受取時期の設定は、推薦入試も想定して決めた方がよいでしょう。

また、「つみたてNISA」を利用するという方法もあります。つみたてNISAは、年間40万円を限度に最長20年間、資金を投資信託やETF（上場投資信託）で積立て・運用でき、税制優遇により、運用益が非課税になります。運用する投資信託やETFは金融庁が定めた一定の基準を満たした長期保有向きの銘柄に絞られており、手数料などのコストが低く抑えられています。

ただ、元本保証はありませんので、教育資金をすべてつみたてNISAだけで用意するのではなく、学資保険や預貯金などと組み合わせるとよいのではないのでしょうか。

高校の学費を補助する二つの支援制度

いろいろと準備や工夫をしても、思わぬ支出や収入の減少などで教育資金が足りなくなったり、公立への進学を想定していたけれど、子どもが私立への進学を希望するといったケースもあるでしょう。

そんなとき、所得が一定以下の場合に利用できる制度が①「高等学校等就学支援金制度」と②「高校生等奨学給付金」です【図表5】。

まず、①の「高等学校等就学支援金制度」は、いわゆる「高校授業料無償化」と呼ばれる制度で、高校の授業料に対する支援金により教育の機会均等を実現するとい

【図表5】 高校生への2大教育費補助制度

	①高等学校等就学支援金制度 (高校授業料無償化！)	②高校生等奨学給付金 (返済不要で家計が助かる！)
内容	<ul style="list-style-type: none"> 国公立・私立高校の授業料を支援するもの 年収約910万円未満(※1)の世帯が対象 	<ul style="list-style-type: none"> 授業料以外の教育費(教科書費・教材費・学用品費・通学用品費・教科外活動費・生徒会費・PTA会費・入学学用品費・修学旅行費など)を支援するもの 住民税非課税世帯(生活保護世帯含む)が対象
金額	<ul style="list-style-type: none"> 国公立高校(全日制)：年上限11万8,800円 私立高校(全日制)：年上限39万6,000円(※2) 私立高校(通信制)：年上限29万7,000円(※2) 国公立の高等専門学校(1~3年)：年上限23万4,600円 	<p>(1)生活保護世帯(全日制・通信制)</p> <p>国公立高校：年額3万2,300円 私立高校：年額5万2,600円</p> <p>(2)住民税非課税世帯(生活保護世帯除く)</p> <p>①第1子の高校生等</p> <ul style="list-style-type: none"> 国公立高校等：年額8万2,700円(通信制は3万6,500円) 私立高校等：年額9万8,500円(通信制は3万8,100円) <p>②第2子以降の高校生等(15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟がいる場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国公立高校等：年額12万9,700円(通信制は3万6,500円) 私立高校等：年額13万8,000円(通信制は3万8,100円)

※1.モデル世帯(両親のうちのどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の子どもがいる世帯)を想定しての年収

※2.モデル世帯で年収約590万円未満の場合の額(年収約590万円以上約910万円未満の場合は年11万8,800円)

(出所)文部科学省「高校生等への修学支援」より監修者作成

う目的で、2010年4月にスタートしました。

この制度の対象となるのは、世帯年収が約910万円未満（モデル世帯）の家庭の生徒で、支援額は、全日制の国公立、私立ともに月額9900円（年額11万8800円）です。

さらに、従来から、世帯年収が約590万円未満の家庭で私立高校に通う生徒には「加算支給」が行われており、世帯年収270万円未満で年額29万7000円（加算分含む）が最大の支援額となっていました。2020年4月の制度拡充により、年収約590万円未満の世帯で私立高校に通う生徒については、一律上限月額3万3000円（年額39万6000円）が支援されるようになりました。

なお、この支援金は家庭ではなく学校が受け取り、その支援金から授業料が支払われる仕組みとなっています。支援金で足りない場合は、その差額を学校に支払うことになります。



一方、②「高校生等奨学給付金」は、住民税非課税世帯（生活保護世帯を含む）を対象とした、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費など）に充てるために給付される返済不要の奨学金です。

生活保護世帯の生徒1人当たりの支給額は、国公立か私立かで異なり、国公立は全日制・通信制ともに年額3万2300円、私立は同5万2600円が支給されます。また、生活保護世帯を除く住民税非課税世帯の生徒1人当たりの支給額は、国公立か私立か、第2子以降は「15歳以上23歳未満の兄弟」がいるかどうかで異なります。第1子であれば、全日制の場合、国公立ならば年額8万2700円、私立ならば同9万8500円が支給されます。この奨学金は学校ではなく、家庭に支給される仕組みです。

①、②いずれについても、制度を利用するには所定の手続きが必要となります。申請書は学校で受け取れます。条件を満たせば両方の制度が利用できますので、高校での教育費負担を軽くすることができます。

大学では返済不要の給付型の奨学金が大幅拡充

もし、大学までに必要な教育資金を十分に準備できなかった場合には、2020

年4月からスタートした「高等教育の修学支援新制度」を利用することが考えられます。対象は住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯で、高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）の①「授業料等減免」と②「給付型奨学金」の二つの支援がセットになっています。

まず、①の「授業料等減免」とは、一定の要件を満たせば、各大学等が入学金と授業料を減額、もしくは免除する制度です。例えば、私立大学（昼間制）に通う住民税非課税世帯の学生の場合、入学金の上限が26万円、授業料の上限が年70万円となります【図表6】。

続いて、②の「給付型奨学金」です。日本学生支援機構の奨学金には、返済の必要がない「給付型」と、返済が必要な「貸与型」があります。また、貸与型には、貸与された金額に対して利息の付かない「第一種奨学金」と、利息の付く「第二種奨学金」の2種類があります。従来、「給付型奨学金」は、採用基準が厳しく、採用枠も2万人に限られていました。新制度では、条件が大幅に緩和されました。これまでの対象者は、住民税非課税世帯で、一定の学力・資質を満たす学生に限定されてきました。新制度の下では、学力要件を満たさない場合でも、「進学先で学ぶ意欲があること」という条件を満たせば、奨学金の対象となっています。「学ぶ意欲」は高校での面談やレポートの提出で確認されます。さらに収入基準の面でも、対象は

【図表6】 高等教育の修学支援新制度（授業料等減免額・給付型奨学金の支給額）

		①授業料等減免額の上限		②給付型奨学金の給付額(月額)
		入学金	授業料(年額)	
国公立	大学	28万2,000円	53万5,800円	自宅：2万9,200円<3万3,300円> 自宅外：6万6,700円
	短大	16万9,200円	39万円	
私立	大学	26万円	70万円	自宅：3万8,300円<4万2,500円> 自宅外：7万5,800円
	短大	25万円	62万円	

※1. 昼間制の場合

※2. 住民税非課税世帯の場合

※3. 生活保護世帯で自宅から通学する人および児童養護施設等から通学する人は〈 〉内の金額

(出所) 文部科学省「学びたい気持ちを応援します 高等教育の修学支援新制度」より監修者作成

年収380万円未満の世帯まで広がりました。一方、給付型の奨学金の条件を満たさない場合は、貸与型の利用を検討することになります（平成30年度の利用者数は127万6266人で、大学生の約2.7人に1人が利用）。とくに、利息の付く第二種奨学金は、所得制限が高めに設定されており、成績も「平均水準以上」と認められます。しかし、毎月数万円であっても4

そこが知りたい
くらしの金融知識

監修：豊田真弓（とよだ・まゆみ）
ファイナンシャル・プランナー。FPラウンジ代表。子どもマネー総合研究会主宰。小田原短期大学非常勤講師、東京都金融広報委員会金融広報アドバイザー。個人相談業務を行うほか、新聞や雑誌などへの寄稿多数。

年間借りれば大金となりますし、利息負担も生じます。就職後も奨学金の返済に追われて苦しむ若者の例も報告されています。もし、病気などで経済的に困って返済が厳しくなった場合には、一定期間は返済金額を2分の1または3分の1に減額して返済期間を延長する「減額返還」と、一定期間の返済を停止し先送りにする「返還期限猶予」を申請することができます。万一、返済が滞ってしまうと延滞している割賦金額に延滞金が課せられるほか、「減額返還」を申請できないので、返済が厳しくなってきたら、延滞をする前に、「減額返還」や「返還期限猶予」の利用を相談しましょう。

また、貸与型の返済は貸与が終了した月の翌月から数えて7カ月目から始まってしまふ点には注意が必要です。4年生で留年したり、就職留年をした場合には、返済期限が猶予される「在学猶予」という制度の利用も相談してみましよう。貸与型の奨学金を利用する際には、先々の返済も考慮した慎重な検討が必要でしょう。

もっと知っ得！

新型コロナウイルス感染症で
家計が急変した家庭を支援

新型コロナウイルス感染症の影響で経済状況は芳しくありません。教育資金の計画が大きく崩れてしまったご家庭もあるでしょう。なかでも、一人暮らしをする大学生の子どものいる世帯では、子ども自身がアルバイトをできず、親の収入も減ってしまったため、授業料や家賃、生活費の工面ができなくなるといった事態が生じるなど状況は深刻です。

そういった家庭向けに、日本学生支援機構は、「家計急変の場合の特例」として、家計が急変した後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば、在学中の学生が新たに給付型、貸与型の奨学金を受けられるよう緊急措置を講じています【図表7】。2019年度に申込み、対象外となった人も、支援対象になる可能性があります。また、現在奨学金を返済中の人、あるいは返済を開始する人向けの減額返済や返還期限猶予といった措置も取られています。

さらに、家庭から自立してアルバイトにより学費などをまかっている大学生などで、新型コロナウイルスの影響で収入が大幅に減少し、修学の継続が困難になった場合、最高20万円の「学生支援緊急給付金」が支給されることになりました。受給要件を満たす学生が、自身が通う大学などに申請し、審査を通れば、日本学生支援機構からすみやかに振り込まれます。

文部科学省のWEBサイトでは、「新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ」として、さまざまな情報を発信しています。また、大学でも、独自の給付型奨学金や授業料免除など、学生への支援制度を設けているところも多くあります。子どもの教育を中断させないよう、国、自治体、学校などの支援制度を上手に活用するといでしょう。

【図表7】日本学生支援機構の「家計急変の場合の特例」

	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申込み）
支援開始時期	4月始期または10月始期	随時（認定後すみやか） — 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当分の間、申請日の属する月から支給開始できるよう運用拡充
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村住民税所得割 課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）	左記に準ずる額（年間所得の見込額を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 — 日本学生支援機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 — 給与明細や帳簿等で確認（新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した後の1カ月程度の所得で判定）
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

家計を急変させる予期できない事由（急変事由）：生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（定年退職や正当な理由のない自己都合退職などの自発的失業は含まない）、災害など

（出所）文部科学省HP「新型コロナウイルス感染症の影響で学費等支援が必要になった学生のみなさんへ」（6月17日時点）より監修者作成